

『令和8年度門川町一般廃棄物処理実施計画』

令和8年4月1日改定

1 ごみ処理実施計画

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項により、令和8年度門川町一般廃棄物処理実施計画を次のように定める。

(1) 計画地域の概要

令和8年4月1日

面 積	120.40km ²	計画処理区域	120.40km ²
人 口	16,717人	計画処理区域	16,717人
世 帯 数	8,155世帯	計画処理区域	8,155世帯

(2) 処理するごみの種類

①可燃ごみ・・・紙くず、木くず、製品プラスチック類など燃えるごみ

②不燃ごみ及び粗大ごみ（以下「不燃ごみ等」と表記）

（陶磁器類、ガラス類、金属類、スプレー缶（カセットボンベ）、タンス等の家具類）

③資源物

一般廃棄物の内、資源物については6種13品目に分別して収集する。

a) 缶 類・・・アルミ缶、スチール缶

（左のリサイクルマークがついているもの）



b) ビ ン 類・・・無色のビン、茶色のビン、その他のビン

（食品・化粧品・飲料容器に限る）

c) 紙 パ ッ ク 類・・・牛乳パック等（500ml以上のもの）

d) 紙 類・・・新聞紙、チラシ、雑誌カタログ類、段ボール、その他紙

e) ペットボトル・・・清涼飲料用・乳飲料用・酒類用・醤油用・調味料用

（色が付いている物も含む）

（左のリサイクルマークがついているもの）



f) プラスチック製

容 器 包 装・・・分別基準適合物であるプラスチック製容器包装

（発泡トレイを含む）

（左のリサイクルマークがついているもの）



g) 雑 鉄・・・収集または持込み後に処理分別される鉄類

h) 小 型 家 電・・・コード類・携帯電話・パソコン類・その他小型家電

(3) 計画区域
門川町全域

(4) ごみの収集日等

ごみの収集日程		ごみの種類	収集日	排出時間	排出場所
地 区 名	【A地区】 本町・上町・栄ヶ丘・ 東栄町・西栄町 宮ヶ原・竹名 上納屋 加草1区・加草2区 加草3区・加草4区 加草5区・庵川西 須賀崎・庵川東 中村・牧山・谷の山	資源物 (リサイクル品)	毎月第2水曜日	午前7時30分～ 午前8時30分まで	資源物 ステーション
		燃えるごみ	毎週月曜日 木曜日	当日の 午前8時30分まで	通常のごみ ステーション
		燃えないごみ	毎月第1水曜日	当日の 午前8時30分まで	通常のごみ ステーション
		ペットボトル	毎月第3水曜日	当日の 午前8時30分まで	通常のごみ ステーション
		プラスチック製 容器包装	毎週金曜日	当日の 午前8時30分まで	通常のごみ ステーション
	【B地区】 小松・大丸・小園 中山・城屋敷 五十鈴・南ヶ丘 南町1区・南町2区 尾末東・旭町・中尾・ 後向・下納屋 平城東・平城西 梅ノ木・松瀬 三ヶ瀬・上井野 大内原・城ヶ丘	資源物 (リサイクル品)	毎月第4水曜日	午前7時30分～ 午前8時30分まで	資源物 ステーション
		燃えるごみ	毎週火曜日 金曜日	当日の 午前8時30分まで	通常のごみ ステーション
		燃えないごみ	毎月第1水曜日	当日の 午前8時30分まで	通常のごみ ステーション
		ペットボトル	毎月第3水曜日	当日の 午前8時30分まで	通常のごみ ステーション
		プラスチック製 容器包装	毎週木曜日	当日の 午前8時30分まで	通常のごみ ステーション

(5) 収集方法

上表のステーション方式から収集する。

門川町が発行する搬入許可証により、門川町清掃工場への個人持ち込みも可とする。

収集委託先：(有) 幸進社 代表者名 小谷 信幸

※プラスチック製容器包装はステーション方式で収集のみを行い、清掃工場への持ち込みは不可とする。

(6) ごみ処理の計画

(単位：t)

種 類	収集分	直接持込分	合 計
可燃物	1,920	2,700	4,620
不燃物	22	890	912
合 計	1,942	3,590	5,532

※令和2年度～令和7年度の実績値より予測

(7) 資源物の種類別収集計画

(単位：t)

品 目	収集分	直接持込分	合 計
アルミ缶	2.8	18.0	20.8
スチール缶	1.1	5.4	6.5
無色のビン	6.7	27.0	33.7
茶色ビン	8.5	24.0	32.5
その他ビン	3.3	9.8	13.1
紙パック	0.3	1.3	1.6
段ボール	8.5	110.0	118.5
新聞類	7.0	35.0	42.0
雑誌類	15.0	80.0	95.0
ペットボトル	21.0	44.0	65.0
その他の紙	1.4	11.5	12.9
プラスチック製容器包装	133.0	0	133.0
雑鉄	0	120.0	120.0
小型家電	0	9.7	9.7
合 計	208.6	495.7	704.3

※令和2年度～令和7年度の実績値より予測

(8) ごみ収集体制

		ステーション数	車		人数
			台数	車両	
月	可燃ごみ	225	6	3 t 収集車	2
				〃	2
				3.5 t 収集車	2
				〃	2
				〃	2
				〃	2
火	可燃ごみ	112	5	3 t 収集車	2
				〃	2
				3.5 t 収集車	2
				〃	2
				〃	2
水	第1 不燃ごみ	337	6	3 t 収集車	2
				〃	2
				3.5 t 収集車	2
				〃	2
				〃	2
				〃	2
	第2 資源物	26	5	2 t P/G	1
				〃	1
				3 t 収集車	1
				レンタカー	2
	第3 ペットボトル	337	5	3 t 収集車	2
				〃	2
				3.5 t 収集車	2
				〃	2
				〃	2
	第4 資源物	22	5	2 t P/G	1
〃				1	
3 t 収集車				1	
レンタカー				2	

木	可燃ごみ	225	4	3 t 収集車	2
				3.5 t 収集車	2
				〃	2
				〃	2
木	プラスチック製 容器包装	112	2	3 t 収集車	1
				3.5 t 収集車	1
金	プラスチック製 容器包装	225	2	3 t 収集車	1
				3.5 t 収集車	1
	可燃ごみ	112	4	3 t 収集車	2
				〃	2
				3.5 t 収集車	2
				〃	2

(9) ごみ焼却施設

日向東臼杵広域連合清掃センター（日向市大字富高 2192 番地）

(10) 中継施設（資源物、粗大ごみ等一時保管場所）

門川町清掃工場（門川町大字門川尾末 7456 番地 4）

委託先：（有）門川メンテナンス 代表者名 河野 正明

(11) リサイクル中間処理施設

（株）黒田工業日向リサイクルセンター（日向市竹島町 1 番地 86）

委託先：（株）黒田工業日向リサイクルセンター 代表者名 加藤 功司

(12) 一般廃棄物処理許可

① 一般廃棄物収集運搬業の許可

ごみ発生の見込み量に対し、許可事業者数は充足しており、既存の許可事業者による収集運搬により、これまで適正な処理が認められることから、原則として新規の許可を行わない。ただし、資源化の促進の観点や、本計画の実施に支障をきたすおそれがある場合は、この限りではない。

② 処分業の許可

資源化の促進の観点や、現行の体制で適正な処理が困難なごみを処分する場合において、必要に応じて許可を行う。

(13) その他

住民に対する広報・啓発活動等

① ごみの不法投棄防止について広報誌等により周知啓発に努める。

② 資源物の分別推進について広報誌やチラシにて周知啓発に努める。

③ ごみの減量化及び資源化について広報誌等にて周知啓発に努める。

④ 町内の学生を対象に環境学習を行い、ごみの分別や環境問題への意識向上に努める。

2 し尿処理実施計画

し尿処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条に基づく許可業者と浄化槽法第 35 条に基づく清掃事業への許可により実施する。

処理業務については、門川町衛生センターで行う。

(1) 生活排水処理計画

区分	人口(人)	備考
合併処理浄化槽	13,936	一般廃棄物処理基本計画将来推計結果より各区分の比率を割り出し、令和 8 年 4 月 1 日の人口で按分 合併処理浄化槽： $13,434 \div 16,115 \times 13,936 \approx 11,400$ 漁業集落排水施設： $637 \div 16,115 \times 13,936 \approx 540$ 単独処理浄化槽： $1,530 \div 16,115 \times 13,936 \approx 1,300$ 非水洗： $514 \div 16,115 \times 13,936 \approx 440$
漁業集落排水施設	661	
単独処理浄化槽	1,587	
非水洗	533	
計	16,717	

(2) し尿・汚泥処理計画

① 収集・運搬計画

区分	数量 (kl)	割合	備考
生し尿	400	5%	令和7年度実績 生し尿 397 5% 浄化槽汚泥 6,987 95%
浄化槽汚泥	6,950	95%	
計	7,350		

※令和2年度～令和7年度の実績値より予測

② 収集体制

生し尿・浄化槽汚泥の収集業者は許可業者一覧表の許可事業者によるものとする。令和7年10月1日から(有)KCSが事業停止になったことから、(有)首藤工務店が町内全域を対象として収集運搬業を行う。ただし、本計画の実施に支障をきたすおそれがある場合は、この限りではない。

③ 処理施設

名称等 : 門川町衛生センター (門川町大字門川尾末 2998 番地 1)

処理方式 : 低希釈二段活性汚泥法+高度処理

処理能力 : 40 kl/日

・ ・ し尿 28 kl/日

・ ・ 浄化槽汚泥 12 kl/日

委託先 : (有) 新門テクニカ 代表者名 堀内 政治

④ 搬入量 (施設全体の見込み)

(ア) 生し尿 400 kl

(イ) 浄化槽汚泥 6,950 kl

合計 7,350 kl

⑤ 処理量の見込み

施設の能力→40 kl×365 日=14,600 kl

7,350 kl÷14,600 kl=50.34%

* 許可業者一覧表

① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に基づく許可業者（し尿収集・運搬事業者）

業者名	代表者名	許可区域
(有) 首藤工務店	春山 里子	門川町全域

② 浄化槽法第35条に基づく許可業者（浄化槽清掃事業者）

業者名	代表者名	許可区域
(有) 首藤工務店	春山 里子	門川町全域